

給食業務の手続きについて

営業許可

問合わせ先：広島市保健所 食品指導課・食品保健課

[営業許可の必要なケース]

設置者と管理業務者が異なる場合（業務委託等）は、実際に給食業務を行う者が営業者となり、事前に飲食店営業の許可申請、施設基準に適合するかの現地検査が必要となります。（食品衛生法）

許可申請に必要なもの・・・申請書、施設図面（全体と厨房詳細の分かるもの）、

手数料（16,000 円）、登記事項証明書（法人の場合、確認後返却）、

水質検査成績書（井戸水や貯水槽経由水の場合）

※食品衛生責任者（資格者）の設置（届）・・・資格を証明するもの（調理師・栄養士等の免許証、

食品衛生責任者養成講習会の受講修了証、資格者証等）

[営業許可の不要なケース]

設置者自身が給食業務を行う場合（いわゆる直営 例；給食従事者が施設職員である等）は、営業に該当しません。

※病院、診療所、介護・老人保健施設等については、別途事前協議、手続きが必要なケースがありますので、お問い合わせ下さい。

問合わせ先：環境衛生課、介護保険課

給食届

問合わせ先：健康推進課

1ヶ月以内に設置者が、各区保健センター長へ届け出る。又は各区保健センター 地域支えあい課

[特定給食施設]（旧 集団給食施設）

1回100食以上又は1日250食以上（健康増進法 （旧）栄養改善法）

[給食施設]

1回50食～100食未満又は1日100食～250食未満（広島市健康増進法施行細則）

給食開始届（給食施設）

問合わせ先：食品指導課

[上記の営業許可、給食届のいずれも不要である場合]

寄宿舍、学校、病院等で1回20人以上（50食未満）（広島市食品衛生法施行細則）

届出に必要なもの・・・給食開始届、施設図面、水質検査成績書（井戸水や貯水槽経由水の場合）

※食品衛生責任者（資格者）の設置は不要ですが、食品衛生の管理を行う方の氏名を記入下さい。

問合せ先の電話番号

| | | | |
|--|-------------------------|-------------------------|-------------------------|
| 食品指導課・食品保健課 082 (241) 7404・(241) 7434 | 環境衛生課 082 (241) 7408 | 健康推進課 082 (504) 2290 | 介護保険課 082 (504) 2721 |
|--|-------------------------|-------------------------|-------------------------|